

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所（以下「当研究所」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査はこの規程による。

(選任)

第2条 組合員は、当研究所が実施する事業を公正かつ中立な立場から監視する者を監事に選任する。

- 2 前項の選任にあたっては、経営会議で全組合員の同意を得なければならない。
- 3 監事は、当研究所の組合員、職員を兼務することができない。

(職能)

第3条 監事は、組合員と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当研究所の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

- 2 監事は、組合員の職務の執行を監査し、組合員の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、経営会議に対し遅滞なく報告しなければならない。

(職責)

第4条 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けなければならない。

- 2 監事は、組合員及び職員等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。
- 3 監事は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(業務・財産調査権)

第5条 監事は、いつでも、組合員及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は当研究所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(組合員等の協力)

第6条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、当研究所の組合員及び職員はこれに協力するものとする。

(監事の報酬)

第7条 監事監査の報酬額は、経営会議の決議により決定する。

- 2 前項の報酬の決定にあたっては、経営会議で全組合員の同意を得なければならない。
- 3 組合員が経営会議で監事監査の報酬額を決議するに際しては、同業務従事者の報酬、当研究所の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないように

決定するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第8条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第9条 監事は、必要に応じ経営会議に出席し、意見を述べなければならない。

2 監事は、経営会議の審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

(経営会議に対する意見陳述義務)

第10条 監事は、組合員の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・組合契約に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく経営会議に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、組合員に対し経営会議の招集を請求し、又は自ら経営会議を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり当研究所の業務の適正な運営・合理化等又は当研究所の諸制度について意見を持つに至ったときは、組合員に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第11条 監事は、組合員が当研究所の目的の範囲外の行為その他法令・組合契約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより当研究所に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その組合員に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(組合員の報告)

第12条 監事は、組合員が当研究所に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第13条 監事は、組合員が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、組合員に意見を述べることができる。

(経営会議への報告)

第 14 条 監事は、経営会議に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には経営会議に報告する。

(経営会議における説明義務)

第 15 条 監事は、経営会議において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する経営会議における意見陳述)

第 16 条 監事は、その選任・解任及び報酬について、経営会議において意見を述べるができる。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 17 条 監事は、組合員から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第 18 条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、組合員に提出する。

第 5 章 雑 則

(監査補助者)

第 19 条 監事の職務執行の補助機関に関する事項については、監事と組合員との協議によって定める。

(監査の費用)

第 20 条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を当研究所に対して請求することができる。

(改 廃)

第 21 条 この規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年6月21日から施行する。(2021年6月21日経営会議議決)